

1 計画の推進体制

本計画では取組目標ごとに、市民・地域の役割、社会福祉協議会・関係機関の役割、市(行政)の役割に分けて、四万十市として目指す地域福祉推進の方向性を掲げており、計画の推進にあたっては、市や社会福祉協議会だけでなく、住民や関係機関等も含め、様々な主体の活動の連携・協働が求められます。

また、各地域で開催した座談会を今後も継続し、地域の生活課題について地域住民自らが考え、地域ごとに目標を持って取り組んでいけるよう、市や社会福祉協議会はその支援を行うとともに、地域福祉に関わる様々な関係機関との連携・協働を図りながら計画を推進していきます。 市の取り組みについては、本計画で地域福祉に関する理念と方向性を示し、福祉分野に関連する各種計画において、具体的な施策の実行を進めていきます。

2 計画の評価と見直し

社会事情、地域環境等の変化により、地域福祉のニーズや課題も変化してきており、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定し、より実行性のある計画として推進していきます。また、地域住民の今の福祉課題に向き合い、定期的に計画の評価・変更等を行うために、「地域福祉計画運営協議会」を開催し、推進体制の中で把握したニーズ・課題・取り組みの状態をもとに地域福祉計画の評価・分析を行い、PDCAサイクルに沿って計画を推進していきます。

令和7年度 ▶▶▶ 令和11年度 実行 ACTION 実行。対策 過去の蓄積から原因を明ら CHECK 評価 検証 かにして解決策を考える な 計画をもとに検証し、進展度 を確認する が ※地域福祉計画運営協議会 Do 実行 ら 計画に従い実行する PLAN 計画 蓄 具体的な行動計画、実行の手順等 積 を決める



第4期四万十市地域福祉計画市民アンケート結果

調査の目的 市民の地域福祉に関する考えや実態を把握するとともに、意見を広く集

約し、第4期四万十市地域福祉計画に反映していくことを目的とする。

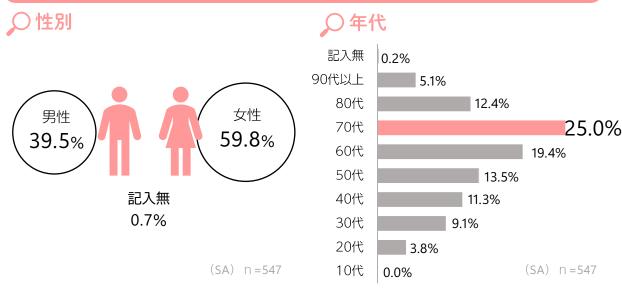
調査期間 令和6年5月1日(水)~令和6年5月31日(金)

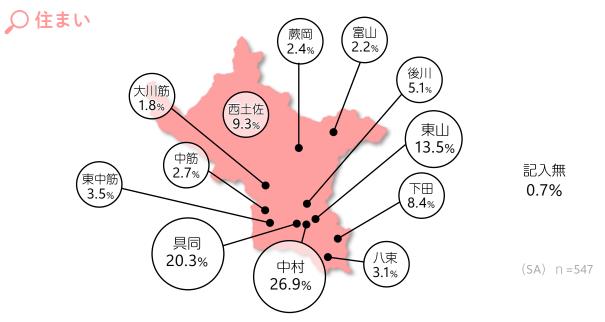
調査対象 18歳以上の市民1,200人(無作為抽出)

調査方法 郵送調査(郵送配布、郵送回収) 回収状況 回収数 547 枚(回収率 45.6%)

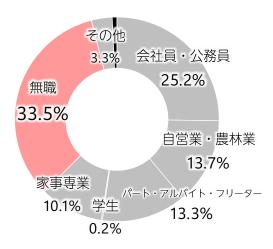
図表中の標記 n=母数 (SA)=単一回答形式 (MA)=複数回答形式

調査対象者の属性





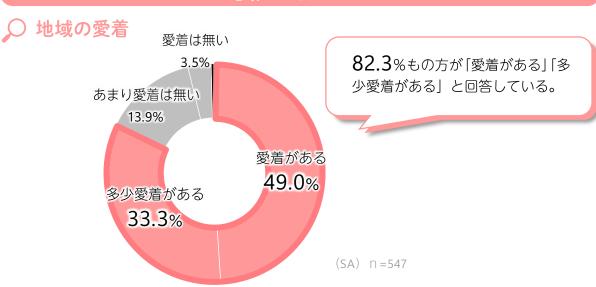
○職業



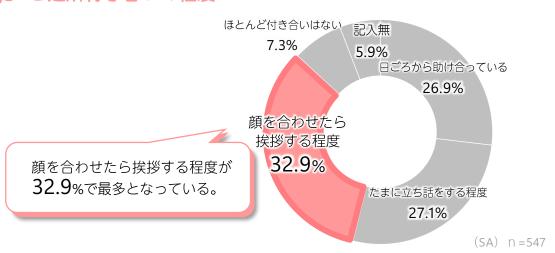
(SA) n = 547

世帯構成 ひとり暮らし19.6% 夫婦 32.7% 2世代 (親と子) (39.5%) 3世代 (親と子と孫) (3.5%) それ以外 4.2% 記入無 0.5% (SA) n=547

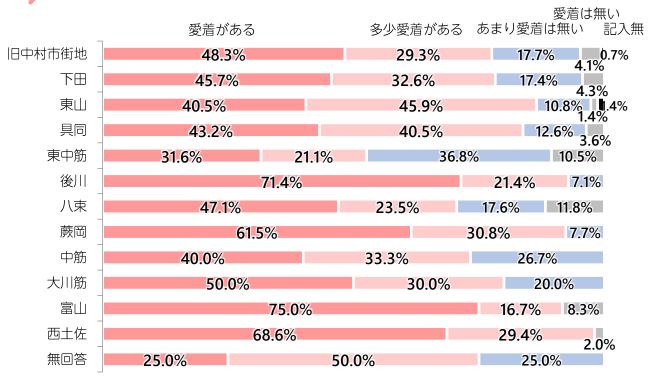
地域のことについて



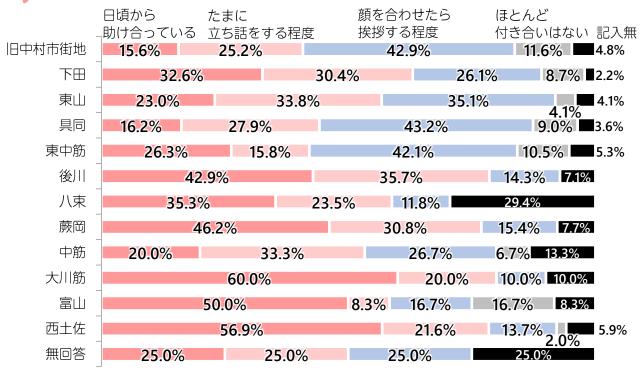
○ ご近所付き合いの程度



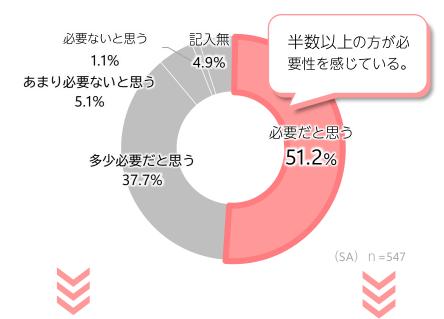
○ 地域の愛着(地区別)



○ ご近所付き合いの程度(地区別)



♡ ご近所付き合いの必要性



○ 近所付き合いが必要な場面

ご近所付き合いが「必要だと思う」「多少必要だと思う」と答えた方が対象

上位3つ

グ 災害が発生したとき **457**件

地域の活動に 199 件 参加したいとき 199 件

(MA) n = 486

上位3つ

↑ 特に困っていること 28件

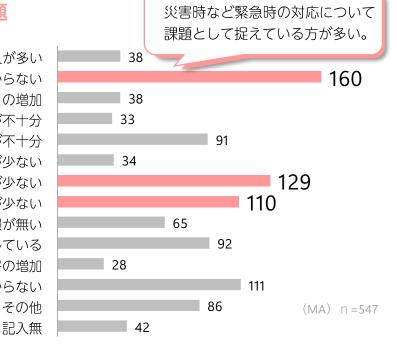
人との関わりが苦手だから

(MA) n = 34

16 件

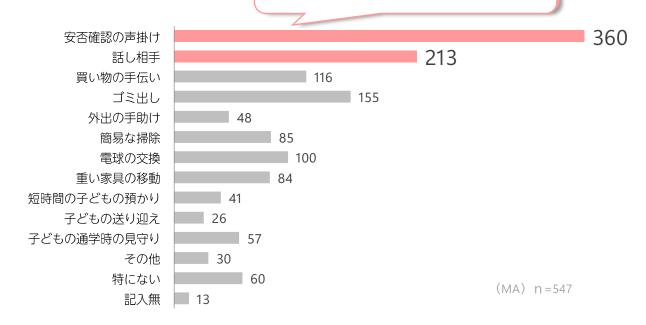
○ 住んでいる地域の問題

あいさつをしない人が多い 災害など緊急時の対応がわからない 落ちているゴミの増加 こどもを見守る体制が不十分 高齢者独居世帯への支援が不十分 隣近所との交流が少ない 地域の活動に参加する人が少ない 地域の活動に参加する機会が少ない 地域の情報が無い 障害者に対する理解が不足している 犬や猫などの飼育問題やフン尿被害の増加 分からない



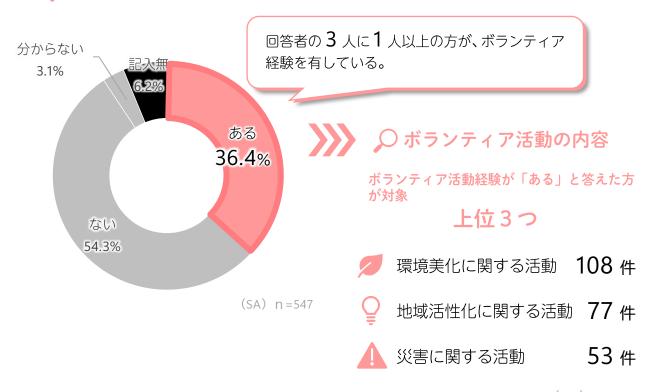


「安否確認の声掛け」や「話し相手」といった比較的、軽微な手助け内容が多い。



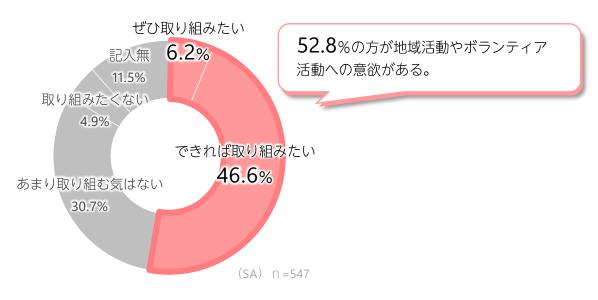
地域活動・ボランティア活動について

○ ボランティア活動経験の有無(1年以内)

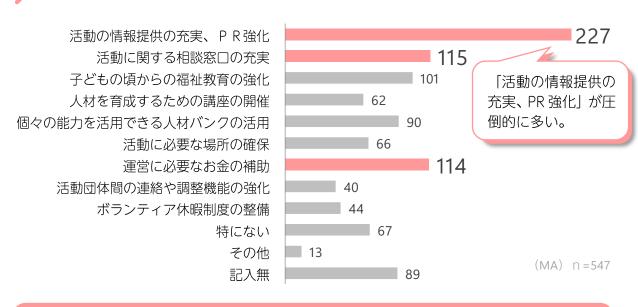


(MA) n = 199

○ 地域活動、ボランティア活動の意欲

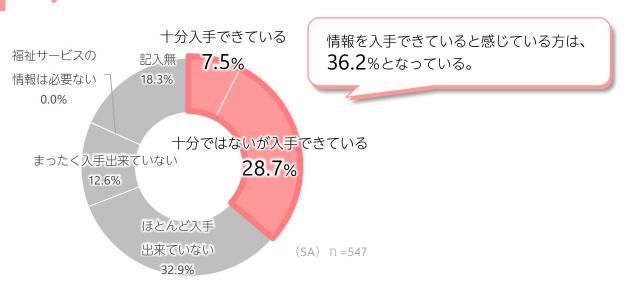


○ 地域活動、ボランティア活動の活性化に必要な取り組み



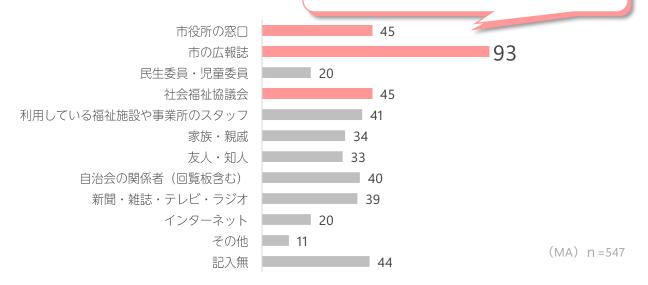
福祉サービスについて

🔎 福祉サービス入手の程度



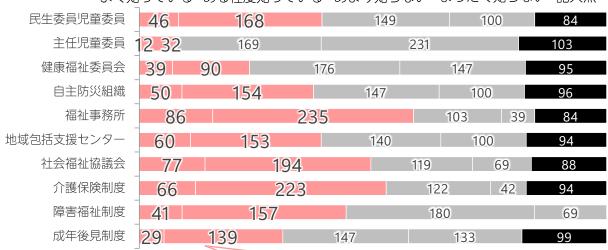
○ 福祉サービス入手の程度

情報元として、「市の広報誌」が最多、次いで「市役所の窓口」や「社協」となっている。



○ 福祉に関する団体・資源・制度の認知度

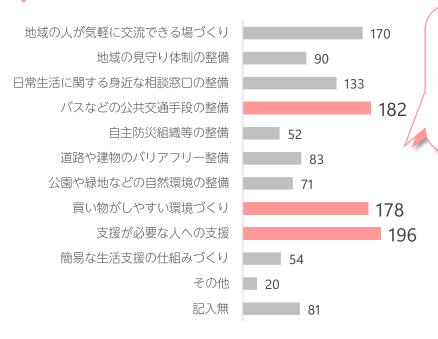
よく知っている ある程度知っている あまり知らない まったく知らない 記入無



相談窓口では、「福祉事務所」の認知度が高く、制度サービスでは、「介護保険制度」の認知度が高い。「主任児童委員」が低調となっている。

今後の四万十市について

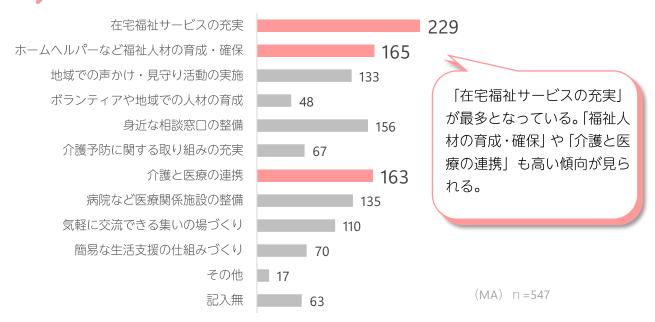
▶ 地域の暮らしを良くする方法



「支援が必要な人への支援」が最多となっている。「公共交通の整備」や「買い物がしやすい環境づくり」も高い傾向が見られる。

(MA) n = 547

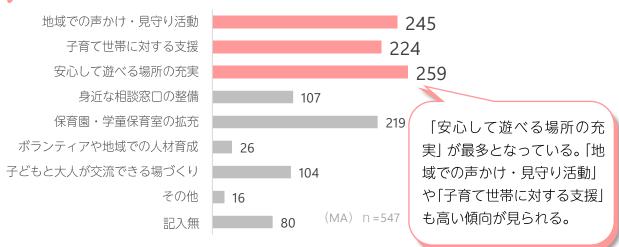
○ 高齢者にとって住みやすい地域



○ 障害のある方にとって住みやすい地域をつくるために必要な支援



○ 子どもが健やかに育つために必要な支援



○ 生活困窮者が自立した生活を送るために必要な支援



高齢・介護

- 介護施設はたくさんあるけど、その母体の病院が利用者をフォローできていない。かかりつけ医ではない病院に入院になるなど1つの病院に患者が集中してパンクする。医師の確保が必要。
- 高齢者や障害を持っている方の意見を反映させると良い。実際に困っている人の意見を大切にしたら良い。

人口減少

- 人□問題につきると思います。若い人の働く場所をつくり、人□減少を防ぐことだと思う。
- 生まれた地域で住み続けられることはとても恵まれたことと感じる。一定数、住みたくても 住めない人がいると思う。住み続けたい人が残ることが今後更に重要になると思う。
- 昔はお年寄りから教わることが多かったが今は若者が少なく繋がりが無いように思う。住みやすいとはいえ人□も減り、学校も無くなり、散歩しながらどこを見てもさみしく感じる。

子ども・教育

- 小さな子どもがいますが、子育て支援はとても充実しており、子育てしやすい街だと思う。 近くに親戚がいないので、もう少し地域の関わりが持てたらと感じる。
- 雨天時の遊び場がなくて困る。
- 他の市町村と比べたわけではないが、四万十市は歩いてすぐのところに公園があり、子ども に良いところだと思う。

移住

- 今いる人もこれから移住する人も四万十市が良いと感じられる市になってほしい。
- 県外から移住してくる若い世代への支援が不足している。自然や食べ物など地域として魅力があるのに上手く活用・プロデュースが出来ていない。

環境

- 仕事の都合で住んでいるが、穏やかで住みやすい街だと思います。歴史あるものと現代のものが上手く融合した街づくりも期待している。
- 旧町内は店が無くなり、高齢者は近所に店がないから買い物が大変。
- 高齢者が増えてできないことも増える。山・畑が荒れ放題となり手伝ってもらって少しでも 住みやすい地域であればと考える。

隨害

- 障害があっても親に頼らず生活できるような地域づくりが出来たら良いと思う。困った時にすぐに相談できる場所、そこから専門機関につなげられる柔軟な体制がつくれたら良いと思う。
- 私は障害者です。障害者が働ける仕事場をつくってほしいと思う。

交通

- 年々高齢者が増加して西土佐は特に車なしでは移動手段が厳しい。
- 車を乗れなくなってからの買い物が心配。
- 買い物に便利な交通網の整備。
- まちバス利用の充実、移動スーパーを多くしてほしい。

コミュニティ

- 旧文化センター跡地に集まれる場所がほしい。
- 私は県外から来たので四万十市の知り合いも少なく地域とのつながりがとても薄い。性格 的に自ら交流していくタイプではないけど、固くならずに参加できる場が増えると嬉しい。
- 役所的な堅苦しい仕組みではなく住民が気軽に集い自然と支え合う場をつくれるような場づくりの支援が理想。
- 利用できるサービスやコミュニティを分かりやすくする。情報をもっと公開して周知する。
- 市と地区の積極的な情報交換・共有を行い、地区から地域住民へ情報をシェアしていき連携がとれるようになってもらいたい。地域住民も参加しやすい場の確保を希望する。

生活困窮

- 空き家などを生活困窮者に安く貸してもらえればと思う。地元のシングルマザー世帯等を助けてほしい。
- 若者には安心して結婚・子育てができる経済的ゆとり、高齢者には自立した生活が困難となった場合には、経済的に誰でも入れる施設の充実が求められている。

災害

- 最近地震や水害が全国各地で起き、いつ当地も災害が起こるかわからない。自主防災組織や 集団での訓練の場を多くしたら良い。
- 過疎化が進み高齢者の集落のような感じで医療と交通が心配。特に災害になると陸の孤島となりかねない。独居高齢者が多いなか、誰でも気軽に集えて皆で憩う場所があればいいと思う。会話することで高齢者同士が何らかの助け合いができるのではないか。

ボランティア

- ボランティア・地域の見守りと言えば聞こえは良いが、無償の助け合いが前提となっている。生活に困窮する人や子どもと関わる人も余裕がある人ばかりではないと思うので有償ボランティアの制度を充実していくと良いのではないかと思う。
- 無償でのボランティアでは継続も拡大も難しいと思う。行政が住民の善意や好意に頼るばかりの自治体からは住民が去っていくと思う。昭和世代の住みやすさと平成・令和の住みやすさの意識のずれを把握しながら未来の住みやすい地域づくりを考えてほしい。

第4期四万十市地域福祉計画

中学生アンケート結果

調査の目的 四万十市の将来を担う子どもたちの地域福祉に関する考えや実態を

把握するとともに、意見を広く集約し、第4期四万十市地域福祉計画

に反映していくことを目的とする。

調査対象 中村中学校2年生·中村西中学校2年生·西土佐中学校2年生

調査方法 Google フォームによる回答

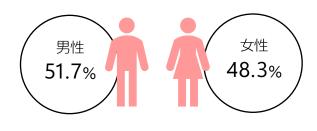
回収状況 回収数 209 人

図表中の標記 n=母数 (SA)=単一回答形式 (MA)=複数回答形式

調査対象者の属性



○ 学校



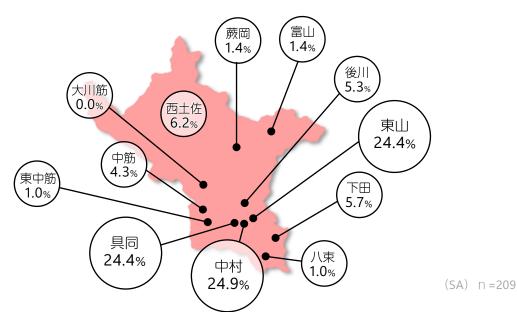
中村中学校 64.6%

🛖 中村西中学校 29.2%

企 西土佐中学校 6.2%

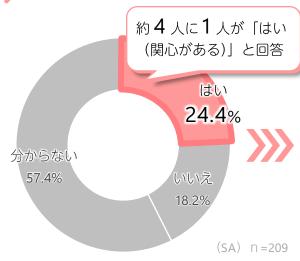
(SA) n = 209 (SA) n = 209

○住まい

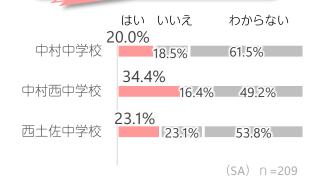


地域のことについて

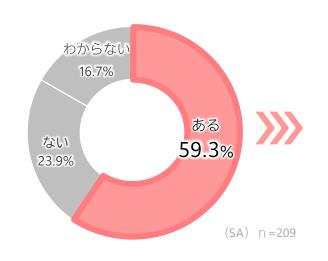
◇ 地域福祉の関心



中村西中学校で「はい(関心がある)」が **34.4**%と高い傾向がある。



✓ ボランティア活動の経験



♥ ボランティア活動の内容

ボランティア活動経験が「ある」と答えた方 が対象

上位3つ

グ 環境美化に関する活動 83件

** 地域のお祭りや盆踊り 67 件

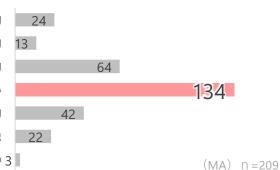
犬 防災訓練 34 件

(MA) n =124

○ ボランティア活動するとしたら

高齢者・高齢者団体への支援、高齢者施設等での活動 障害者・障害者団体への支援、障害者施設等での活動 子ども・子育て世代への支援、保育施設等での活動 地域のイベント(お祭りや運動会など)の運営、手伝い 防災に関する活動 その他

ボランティア活動はしたくない3



地域の困りごとへの対応(手助け)について

♪ 手助けの意識

「自ら積極的に声をかけ、手助けする」「頼まれたら可能な範囲で手助けする」を合わせると **87.5**%であり、多くの方が助ける意識を有している。



○ 手助けできる内容

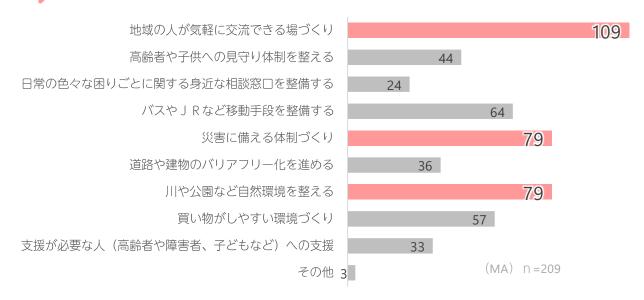
上位3つ

日ころからの疾形 169 作	•••	日ごろからの挨拶	169 件
-----------------------	-----	----------	-------

(MA) n = 209

誰もが暮らしやすい地域づくり向けた取組み

○ どんな人にとってももっと暮らしやすい地域になるために必要なこと



四万十市地域福祉計画運営協議会条例

(設置)

- 第1条 社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第107条の規定に基づく地域福祉計画の策定及 び円滑かつ適正な運営を図るため、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第138条の4第3 項の規定に基づき、四万十市地域福祉計画運営協議会 (以下「協議会」という。) を置く。 (所掌事項)
- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。
 - (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 地域福祉計画の評価に関すること。
 - (3) 地域福祉計画の施策の実施及び推進に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。
 - 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 関係団体の代表者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期等)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
 - 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 市長は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中であっても、これを解嘱し、 又は解任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。
 - 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、第3条第2項に規定する委嘱又は任命後に最初に行われる会議については、市長が招集し、前条の会長及び副会長が互選されるまでは委員の中から互選により仮議長を選出して議事を進行する。
 - 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明 を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

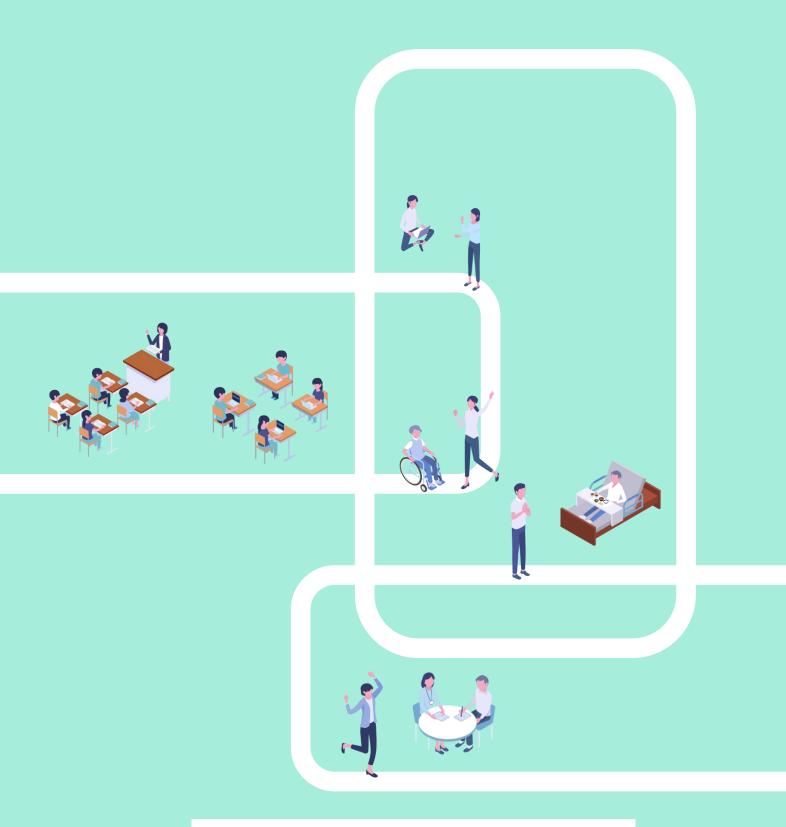
この条例は、公布の日から施行する。

四万十市地域福祉計画運営協議会 委員名簿

	名前	選出区分	所属など
1	竹田 元久	第3条第2項1号	四万十市区長会(副会長)
2	浜田 精一	第3条第2項1号	中村地区民生委員児童委員協議会(会長)
3	太宰 政博	第3条第2項1号	西土佐地区民生委員児童委員協議会 (会長)
4	池本 稔	第3条第2項3号	健康福祉委員会
5	湯地 黎子	第3条第2項1号	四万十市連合婦人会中村支部 (会長)
6	竹葉 傅	第3条第2項1号	大宮地域振興協議会(集落活動センター) (会長)
7	久保 美保	第3条第2項1号	NPO法人スマイルはたっこ (理事長)
8	小笠原 悠	第3条第2項1号	NPO法人若者就労支援センターつながるねっと (代表理事)
9	岡﨑 裕	第3条第2項1号	身体障害者相談員
10	福地 栄信	第3条第2項1号	高知県介護支援専門員連絡協議会 (副会長兼幡多ブロック会長)

オブザーバー	高知県幡多福祉保健所	地域支援室
オブザーバー	高知県社会福祉協議会	地域・生活支援課

事務局	四万十市福祉事務所
事務局	四万十市社会福祉協議会



第4期地域福祉計画

発行年月 令和7年3月

発行・編集 四万十市 四万十市社会福祉協議会

問い合わせ 四万十市福祉事務所

〒787-8501 四万十市中村大橋通4丁目10

T E L 0880-34-1120

FAX 0880-34-1880